

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 25 年度	次回見直し予定	－年度
条 例 名	神奈川県借上公共賃貸住宅条例				
条 例 番 号	平成5年神奈川県条例第1号	法規集	第12編第9章		
所 管 室 課	県土整備局建築住宅部住宅計画課				
条 例 の 概 要	県借上公共賃貸住宅の設置及び運営に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	借上公共賃貸住宅は、平成5年から7年にかけて民間事業者（オーナー）が建設した住宅を県が契約を結び、20年間建物ごと借上げ、中堅所得者層に転貸している。（平成25年11月1日現在24団地750戸） このため、オーナーとの契約期間が終了（平成25年6月から平成27年11月にかけて団地毎に契約期間は終了）するまでは、本条例を存続させる必要がある。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例の内容は、住宅の設置及び運営に際し必要な内容であり、賃貸住宅としての必要な事項が網羅されており、有効に機能している。 また、社会経済状況の変化に対応するために、入居資格の緩和等の必要な措置も行っており、現時点で条例改正により対応すべき課題は特にない。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	条例制定から20年間様々な運用の改善を行ってきたことにより、効率的な運用が行われている。 また、指定管理者制度を導入しており、管理についても効率的に行われている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	借上公共賃貸住宅は、中堅所得者層向けに、優良な賃貸住宅を供給することにより県民の居住水準の向上及び生活の安定を図り、もって良好な地域形成に資するものであり、本県の住生活基本計画における基本方向、「良質な住宅・住環境ストックの形成と有効活用」に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律と同等の入居要件となっており、本条例は、適法性が確保された内容となっている。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				